

「社会保障と税の一体改革」に係る関係府省における広報対応

社会保障と税の一体改革への理解

価格転嫁、表示、便乗値上げ対策

一般国民

■内閣府(政府広報室)

- ◆TVCM(2/7~23(60秒(4回)15秒(22回) 3/18~31(800GRP))
- ◆ラジオCM(AM:2月、FM:3月)
- ◆記事下<社保改革>(70紙 10/5)
- ◆記事下<現役層>(日経・スポーツ紙 対談・記事下 72紙 1/24)
- ◆記事下<若年層>(朝日・スポーツ紙 対談・記事下 72紙 1/25)
- ◆記事下<高齢者>(読売・スポーツ紙 対談・記事下 72紙 1/30)
- ※各記事下は商工会議所(514ヶ所)の会報紙に転載
- ◆雑誌(女性誌4誌 3月下旬)
- ◆全国コンビニ有線放送(約33,000店舗 3月)
- ◆デジタルサイネージ(病院・診療所の待合室(500ヶ所以上))
- ◆ポスター(郵便局(1,500ヶ所) 3月)
- ◆インターネット広告(Yahoo!ブランドパネル(5,000万imp)等 3月中旬~1週間)



- ◆視覚障害者等向け広報
<便乗値上げ>(1月下旬)
<社保と税の一体改革、転嫁対策>(3月下旬)

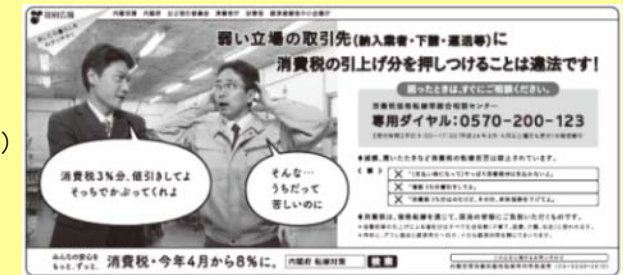


■他府省庁

- 消費税率の引上げを含む社会保障と税の一体改革について、政府広報室・関係府省が連携しつつ、国民向けの広報活動を展開。
- ・ 社会保障と税の一体改革のポスターを国の機関や地方公共団体の窓口、学校、医療機関といった全国の関係機関等に掲示を依頼(110万枚・3月)
- ・ 地方消費税の引上げを含む社会保障と税の一体改革のパンフレット等を地方公共団体に対して配布。(125万部・2月)
- ・ フリーペーパーを活用した若年層に対する広報を実施予定(50万部・3月)
- ・ インターネットを活用した幅広い年齢層を対象とした広報を実施予定。
- ・ 関係省庁のホームページ(HP)に社会保障・税一体改革のコーナーを開設。
- ・ 関係省庁(総務・財務・厚労・経産)の共催による地方説明会を開催予定。(47都道府県・2~6月)
- ・ 上記地方説明会のほか、各府省による説明会や大学での出前講座等を実施。(全国各地・随時)

- ◆政府広報オンライン(1月下旬~)
- ◆パンフレット<150万部>(郵便局(4,400ヶ所)、各府省、自治体2月中旬)
- ◆新聞折込広告、JR東日本・東京メトロに配置<3,600万世帯/部>(3月下旬)

- ◆新聞記事下<買ったたき、転嫁拒否等>(日経等 11/29・1/15)
※商工会議所(514ヶ所)の会報紙、自治体の広報誌に転載
- ◆新聞記事下<価格表示、転嫁拒否>(一般70紙、専門紙 3月下旬)
- ◆新聞突出し<転嫁法の施行>(10月) <便乗値上げ>(2月中旬)
- ◆チラシ<20万部>(税務署、税理士会等 2月中旬)
- ◆全国の流通店舗でのツール展開(2月下旬~)



事業者

■他府省庁

- 転嫁対策等の取組みの一環として、税率引上げを見据えた消費者向け広報も実施予定。
- ・ 消費者に増税分の負担を理解いただくためのポスターを全国の商店街で掲示を予定(100万枚)。
- ・ 便乗値上げ情報・相談窓口の周知及び便乗値上げ防止に関するポスターの掲示を予定。

■他府省庁

- 事業者や業界団体に対し、経済産業大臣・公正取引委員会委員長等から指導・周知徹底等の要請文書を出すなど、転嫁拒否を容認しない政府の強い姿勢を明示。
- ・ 約20万事業者に対し消費税転嫁対策特別措置法の遵守について要請文書を出す。 ※ 別途、消費者庁も関係団体へ要請文書を出す。
- ・ 所管業界団体等に対し消費税転嫁対策特別措置法の遵守について指導通知を出す。
- ・ 書面調査の回答を踏まえ、転嫁拒否等の可能性を指摘する回答が多かった業種(計575団体)に対し要請文書を出す。 ※ 経済産業大臣、国土交通大臣、公取委委員長名
- ・ 転嫁対策推進本部を開催し、転嫁対策等について万全を期すことを確認(甘利大臣が記者会見でも説明)。

- 消費税転嫁対策特別措置法の具体的内容について、その理解が深まるよう事業者向け説明会等を通じて広報活動を実施。
- ・ 業界団体主催の説明会等への講師派遣(※)を実施中(実績358回、予定15回(2月18日現在))公取委、消費者庁、財務省・国税庁
- ・ 公取委主催の説明会を各地で開催中。(実績31回、年度内に予定9回(2月18日現在))
- ・ 中小企業・小規模事業者、関係者を集めた転嫁対策フォーラムを全国9か所で開催予定。
- 幅広い周知方法を活用した事業者向け広報活動も実施。
- ・ 税率引上げ直前に転嫁対策に関する新聞広告を掲載。
- ・ 転嫁拒否の取締りの強化および積極的な情報提供に関するポスターを掲示。
- ・ パンフレット等を各省庁や地方支分局、地方公共団体、業界団体、中小企業団体等を通じて配布・周知(公取委30万部、中企庁100万部)HPにも掲載。
- ・ 関係省庁のホームページ(HP)に転嫁対策等のコーナーを設け、関係法令、ガイドライン、主な相談事例、主な違反事例等を掲載。
- 商工会議所等の中小企業団体を活用した広報等も全国各地で展開中。
- ・ 中小企業団体において各地に相談窓口を設置。(2,336か所、相談件数500,578件(1月末日時点))
- ・ 中小企業団体等による中小企業向け講習会を開催中(実績8,741回、参加者186,152名(1月末日時点))

